2024/12/23 No.21
JR東労組 青年連絡協議会
発行責任者　宮下　洋介

RE:START

八王子地本で発生！
パワハラ・暴行の被害者が加害者とされた事象！
各地の青年の仲間で連帯してたたかおう！

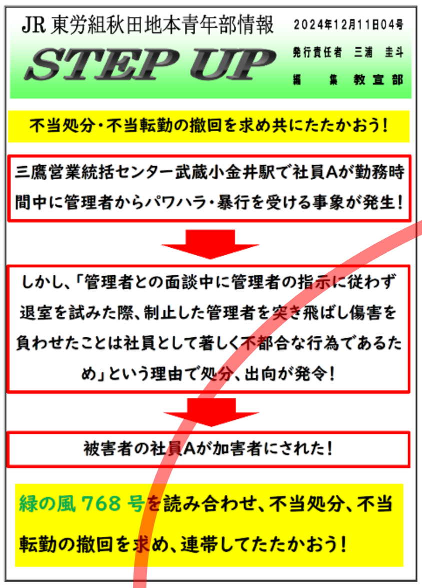
JR東労組秋田地本青年部情報　2024年12月11日04号
STEP UP
発行責任者　三浦　圭斗
編　集　教宣部

不当処分・不当転勤の撤回を求め共にたたかおう！

三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で社員Aが勤務時間中に管理者からパワハラ・暴行を受ける事象が発生！

しかし、「管理者との面談中に管理者の指示に従わず退室を試みた際、制止した管理者を突き飛ばし傷害を負わせたことは社員として著しく不都合な行為であるため」という理由で処分、出向が発令！

被害者の社員Aが加害者にされた！

緑の風 768 号を読み合わせ、不当処分、不当転勤の撤回を求め、連帯してたたかおう！

VOICE・Y
No.28
発行日　2024年12月19日
発行人　小松　拓斗
編　集　教宣部
JR東労組盛岡地本青年部
JR 033-2238-2239
NTT 019-623-1011

反省の強要は憲法違反！
不当な二重の処分は許してはいけない！！

反省の強要は憲法違反だ！

■社員Aが実際に言われた言葉
□上司への暴行は罪が重い
□傷害事件
□家族が悲しむ
□（正当防衛だという主張に対し）そんなもの成立するわけがない
□その話そのまま持って帰るけどいいの
□反省をしていないという風に思っていく
□今後のJR人生長いんじゃないの、よく考えた方がいいよ
□処分はでる

7月24日、不当処分・不当転勤が発令される。

パワハラ・暴行の被害者である社員Aが受けた処罰
・出勤停止20日間・所定昇給額の1/2カット・年末手当15%カット・出向

上田　緑の風　第768号より参照

前号のNo.27の内容に引き続き、八王子支社の社員Aさんがパワハラ・暴行を受けた事象の詳細となります。
パワハラ・暴行事象後の5月14日に首都圏本部のマネージャーらによる聞き取りが行われ、「上司への暴行は罪が重い。」などあたかも社員Aさんが副長へ暴力をした加害者かのような扱いを受け、反省の強要を強いられています。また、その後の7月24日には会社から「面談中に制止した管理者を突き飛ばし障害を負わせたことは社員として著しく不都合な行為であるため」として『出勤停止20日間』・『JRバス関東の子会社への3年間の出向』の二重処分が出されています。さらに『所定昇給1/2カット・年末手当15%カット』の処罰も受けています。

事象の内容を聞いた青年部員の声
- これを聞き取りとは言えない！
- 事象に対して処分に値することはしていない！
- 管理者と一般職との差別だ！

事実を捻じ曲げようとする会社姿勢を許すことは出来ない！
全青年部員でこの事象の共有と議論を行っていこう！！

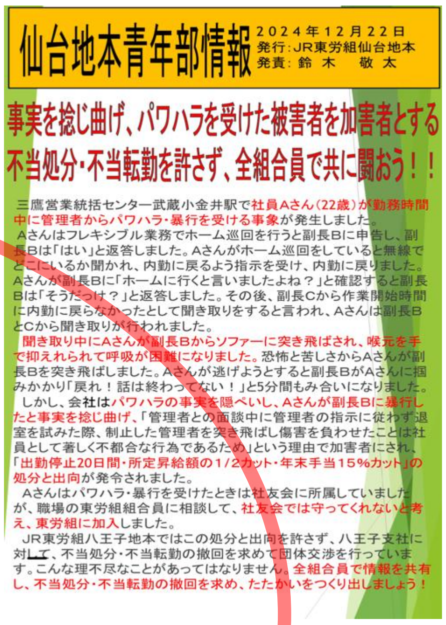
仙台地本青年部情報
2024年12月22日
発行：JR東労組仙台地本
発責：鈴木　敬太

事実を捻じ曲げ、パワハラを受けた被害者を加害者とする
不当処分・不当転勤を許さず、全組合員で共に闘おう！！

三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で社員Aさん（22歳）が勤務時間中に管理者からパワハラ・暴行を受ける事象が発生しました。
Aさんはフレキシブル業務でホーム巡回を行うと副長Bに申告し、副長Bは「はい」と返答しました。Aさんがホーム巡回をしていると無線でどこにいるか聞かれ、内勤に戻るよう指示を受け、内勤に戻りました。Aさんが副長Bに「ホームに行くと言いましたよね？」と確認すると副長Bは「そうだっけ？」と返答しました。その後、副長Cから作業開始時間に内勤に戻らなかったとして聞き取りをすると言われ、Aさんは副長BとCから聞き取りが行われました。
聞き取り中にAさんが副長Bからソファーに突き飛ばされ、喉元を手で抑えられて呼吸が困難になりました。恐怖と苦しさからAさんが副長Bを突き飛ばしました。Aさんが逃げようとすると副長BがAさんに掴みかかり「戻れ！話は終わってない！」と5分間もみ合いになりました。
しかし、会社はパワハラの事実を隠ぺいし、Aさんが副長Bに暴行したと事実を捻じ曲げ、「管理者との面談中に管理者の指示に従わず退室を試みた際、制止した管理者を突き飛ばし傷害を負わせたことは社員として著しく不都合な行為であるため」という理由で加害者にされ、「出勤停止20日間・所定昇給額の1/2カット・年末手当15%カット」の処分と出向が発令されました。
Aさんはパワハラ・暴行を受けたときは社友会に所属していましたが、職場の東労組組合員に相談して、社友会では守ってくれないと考え、東労組に加入しました。
JR東労組八王子地本ではこの処分と出向を許さず、八王子支社に対して、不当処分・不当転勤の撤回を求めて団体交渉を行っています。こんな理不尽なことがあってはなりません。全組合員で情報を共有し、不当処分・不当転勤の撤回を求め、たたかいをつくり出しましょう！

連帯

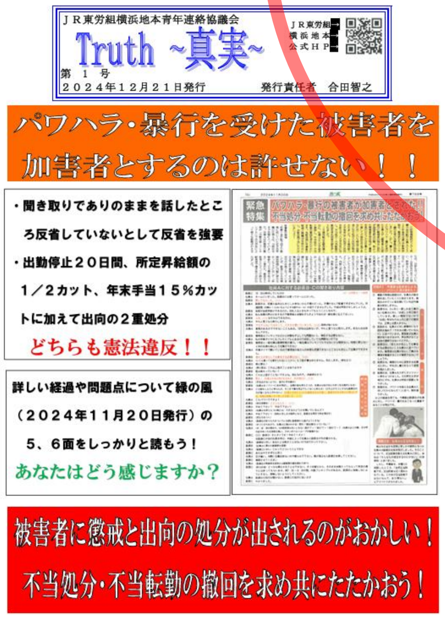
JR東労組横浜地本青年連絡協議会
Truth ~真実~
第　1　号
2024年12月21日発行
発行責任者　合田智之
JR東労組横浜地本公式HP

パワハラ・暴行を受けた被害者を加害者とするのは許せない！！

・聞き取りでありのままを話したところ反省していないとして反省を強要
・出勤停止20日間、所定昇給額の1／2カット、年末手当15％カットに加えて出向の2重処分
どちらも憲法違反！！

詳しい経過や問題点について緑の風（2024年11月20日発行）の5、6面をしっかりと読もう！
あなたはどう感じますか？

緊急特集
パワハラ・暴行の被害者が加害者とされた！！
不当処分・不当転勤の撤回を求め共にたたかおう！

被害者に懲戒と出向の処分が出されるのがおかしい！
不当処分・不当転勤の撤回を求め共にたたかおう！

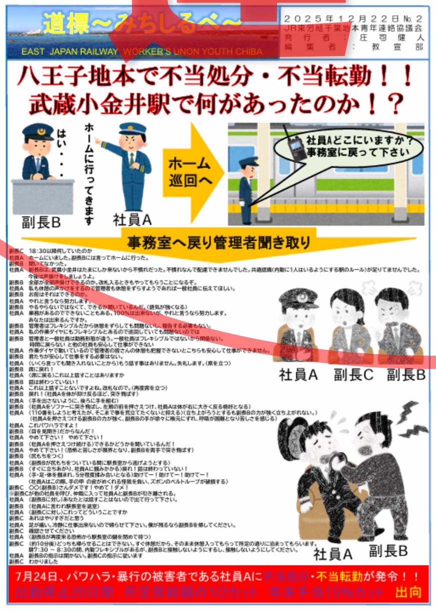
道標～みちしるべ～
EAST JAPAN RAILWAY WORKER'S UNON YOUTH CHIBA
2025年12月22日 No.2
JR東労組千葉地本青年連絡協議会
発行者：庄司健人
編集者：教宣部

八王子地本で不当処分・不当転勤！！
武蔵小金井駅で何があったのか！？

副長C　18:30以降何していたのか
社員A　ホームにいました。副長Bには言ってホームに行った。
副長B　聞いてなかった。
社員A　副長Bは、武蔵小金井はたまにしか来ないから不慣れだった。不慣れなんで配慮できませんでした。共通認識(内勤に1人はいるようにする駅のルール)が足りてませんでした。
今後は声掛けをしましょうよ。
副長B　全部が全部声掛けできるのか。改札入るときもやってもらうことになるぞ。
社員A　私も休憩の声かけをするので管理者も休憩をずらすようであれば一般社員に伝えてほしい。
副長B　お前はそれはできるのか。
社員A　やれと言うなら努力します。
副長B　やるやらないではなくて、できるか聞いているんだ。(語気が強くなる)
社員A　業務があるのでできないこともある。100%は出来ないが、やれと言うなら努力します。
あなたは出来るんですか。
副長B　管理者はフレキシブルだから休憩をずらしても問題ないし、報告する必要もない。
社員A　私の作業ダイヤにもフレキシブルとあるので巡回していても問題ないのでは
副長B　管理者と一般社員は勤務形態が違う。一般社員はフレキシブルではないから関係ない。
時間に戻らないと他の社員も安心して仕事ができない
社員A　作業ダイヤで動いているので管理者の皆さんの休憩も把握できないとこちらも安心して仕事ができません。
副長B　君たちが安心して仕事をする必要はない。
社員A　(いくら言っても聞き入れないことから)もう話す事はありません。失礼します。(席を立つ)
副長B　席に戻れ！
社員A　(席に戻る)これ以上話すことはありますか
副長B　話は終わっていない！
社員A　これ以上話すことないですよね。改札なので。(再度席を立つ)
副長B　戻れ！(社員Aを体が仰け反るほど、突き飛ばす)
社員A　(手を出さないように、後ろに手を組む)
副長B　(社員Aをソファーに突き飛ばし、左肩の前を押さえつけ、社員Aは体が右に大きく反る格好となる)
社員A　(110番をしようと考えたが、そこまで事を荒立てたくないと抑える)(立ち上がろうとするも副長Bの力が強く立ち上がれない。)
(社員Aを押さえつける副長Bの力が強く、副長Bの手が徐々に喉元にずれ、呼吸が困難となり苦しさを感じる)
社員A　これパワハラですよ！
副長B　(目を見開き)だからなんだ！
社員A　やめて下さい！　やめて下さい！
副長B　(社員Aを押さえつけ続ける)できるかどうかを聞いているんだ！
社員A　やめて下さい！(恐怖と苦しさが限界となり、副長Bを両手で突き飛ばす)
副長B　(尻もちをつく)
社員A　(副長Bが尻もちをついている間に駅長室から逃げようとする)
副長B　(すぐに立ちあがり、社員Aに掴みかかる)戻れ！話は終わっていない！
社員A　(手・足・体を掴まれ、5分程度揉み合いとなる)助けてー！助けてー！助けてー！
(社員Aはこの際、手の甲の皮がめくれる怪我を負い、ズボンのベルトループが破損する)
副長C　○○(副長B)さんダメです！やめて！ダメ！
※副長Cが他の社員を呼び、仲裁に入って社員Aと副長Bが引き離される。
社員A　(副長Bに対し)あなたとは話すことはないので出て行って下さい。
副長B　(社員Aに言われ駅長室を退室)
社員A　(副長Cに対し)これってどういうことですか
副長C　あれはやりすぎだと思う
社員A　足が痛い。冷静に仕事出来ないので帰らせて下さい。僕が残るなら副長Bを帰してください。
副長C　確認させてください
社員A　(副長Bが再度来る恐怖から駅長室の鍵を閉めて待つ)
副長C　(約10分後)どっちも帰らせることはできない。すぐ休憩だから、そのまま休憩入ってもらって所定の通りに泊まってもらいます。
朝7:30 ～ 8:30の間、内勤フレキシブルがあるが、副長Bと接触しないようにするし、接触しないようにしてください。
社員A　副長Bの指示は聞かない。副長Cの指示に従います
副長C　わかりました

7月24日、パワハラ・暴行の被害者である社員Aに不当処分・不当転勤が発令！！
出勤停止20日間　所定昇給額の1/2カット　年末手当15%カット　出向

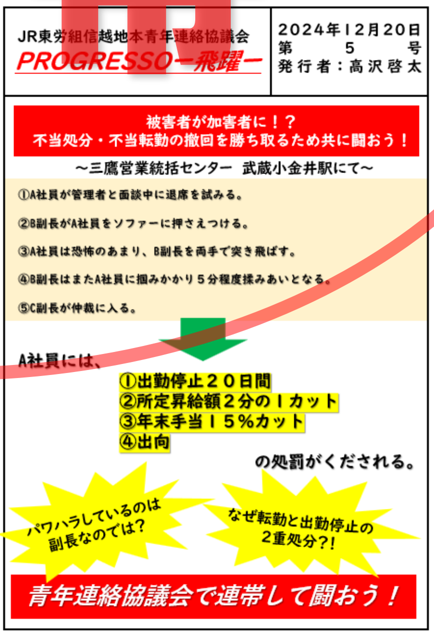
JR東労組信越地本青年連絡協議会
PROGRESSO－飛躍－
2024年12月20日
第　5　号
発行者：高沢啓太

被害者が加害者に！？
不当処分・不当転勤の撤回を勝ち取るため共に闘おう！

～三鷹営業統括センター　武蔵小金井駅にて～

①A社員が管理者と面談中に退席を試みる。
②B副長がA社員をソファーに押さえつける。
③A社員は恐怖のあまり、B副長を両手で突き飛ばす。
④B副長はまたA社員に掴みかかり5分程度揉みあいとなる。
⑤C副長が仲裁に入る。

A社員には、
①出勤停止２０日間
②所定昇給額２分の１カット
③年末手当１５％カット
④出向
の処罰がくだされる。

パワハラしているのは副長なのでは?
なぜ転勤と出勤停止の2重処分?!

青年連絡協議会で連帯して闘おう！

情熱
JR東労組　大宮地本青年部
発行責任者　本田　隼
編集責任者　教宣部
No.013　2024年12月22日

会社の捏造を許さず、不当処分・不当転勤撤回を求めてたたかおう！

ことの発端は2024年4月14日、武蔵小金井駅にて副長Bが社員Aの「内勤企画（フレキシブル）」にてホーム巡回する旨を聞き流していたことに始まります。その後社員Aは副長Bと副長Cによって聞き取りがされました。（下図参照）
その後、副長Bによるパワハラや暴行を受けて身の危険を感じた社員Aが副長Bを振り払った事に対して会社は「管理者との面談中に管理者の指示に従わず退室を試みた際に、静止した管理者を突き飛ばし傷害を負わせたことは社員として著しく不都合な行為であるため。」として「出勤停止20日間・所定昇給額の1/2カット・年末手当15%カット・出向（ジェイアールバス関東の子会社）」とされました！
本人の証言の基に作られた時系列とともに今回の事象を振り返っていきましょう！

この事象での問題点・・・
注目
① 「聞いてなかった」
→そもそも話をキチンと聞いていればこのような事象にならなかったし、職場運営をしていく上で職場管理が管理者の仕事なので無責任ではないか！？
② 「君たちが安心して働く必要はない」
→会社はこれまで「社員・家族の幸福を実現していく」と述べていたのに…！？
③ 「お前はそれができるのか！」
→管理者が感情的になって高圧的に「お前」と発言してしまっては話を進められないのではないか！
④ 戻れ！(体が仰け反るほど突き飛ばす)
→明らかな暴力行為であり許される行為ではありません！

社員Aに対する副長B・Cの聞き取り内容

「命令と服従」を目指す会社姿勢を許さず
八王子地本の仲間と連帯してたたかおう！

不当処分・不当転勤の撤回を求め、
JR東労組青年連絡協議会一丸となり、
連帯してたたかい抜こう！